



NTTデータグループの完全子会社化に係る 検証の結果と今後の検討の方向性について

令和7年10月24日
事務局

（検討の方向性）

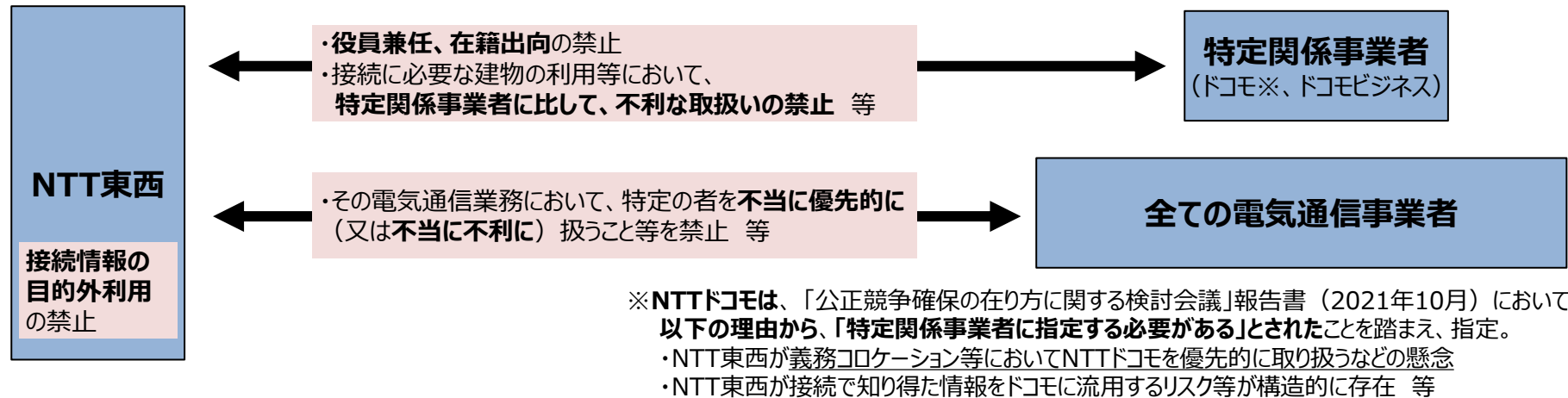
これまでの委員会の議論を整理すると、以下のとおり考えることができる。

- DX化の進展等により、とりわけ法人市場において、ネットワーク単体での提供から**SI、ソリューションのセット提供に移っている中、NTTデータは、通信ネットワーク市場と密接に関係した市場であるSI、ソリューション市場で優位な地位にあり、NTTデータの売上（1兆3千億円）はグループ内の電気通信事業者の中でもドコモビジネスを超える規模であり、今回の完全子会社化（及びこれに伴う法人営業の一体化等）により禁止行為規制が潜脱される懸念**の声が多数上がっている。
- このような中、例えば、NTT東西の非開示情報をNTTデータにのみ優先的に利用させるなど、SI、ソリューション市場で優位な地位にある**NTTデータをNTT東西が優遇した場合、当該市場におけるNTTデータの影響力等を梃子に、NTT東西の優位性がさらに増強され、固定通信ネットワーク市場における公正競争に影響を及ぼす蓋然性が高い※**と考えられる。
※具体的には、NTT東西が保有する非開示情報（顧客情報・卸先事業者情報等）がNTTデータのみに不当に利用され、当該情報をもとにNTTデータが（SIの）法人営業する際、NTT東西のネットワーク商品に（乗り換えるよう）勧奨（誘導）することによる影響が考えられる。
- **特定関係事業者に指定することとすれば、役員兼任や在籍出向が禁止となり※、非開示情報が流用される等のリスクに対して、一定の構造的な担保になると考えられる。**
※特定の電気通信事業者を不当に優遇することは事業法30条で禁止されているが、接続で知り得た競争事業者の情報の流用など看過しえない行為の構造的温床になることを防ぐ観点から、事業法31条において特定関係事業者との間の役員兼任・在職出向の禁止等の上乗せ規律が設けられている。

以上の点を踏まえると、NTT東西の**特定関係事業者にNTTデータを指定すべきではないか。**

【現状】

- 電気通信事業法（第31条）では、**第一種指定電気通信設備を設置する事業者（NTT東西）の特定関係法人（グループ会社）のうち**、他の電気通信事業者との公正競争を確保するために必要な者を、**特定関係事業者として総務大臣が指定している**。
- 現在指定されているのは、**NTTドコモ、NTTドコモビジネス（旧NTTコミュニケーションズ）の2社**。
- 特定関係事業者に指定された者との間では、**以下の禁止行為規制が**（第30条の禁止行為に追加して）**課されることになる**。
 - ①**役員兼任の禁止**
 - ②**在籍出向の禁止**（2025年改正法で追加）
 - ③**接続に必要な建物等の利用又は情報提供等について、不公平な取扱いの禁止**
 - ④**契約締結の媒介等の他の電気通信事業者からの業務受託について、不公平な取扱いの禁止**
 - ⑤上記以外の電気通信業務に関する取引又は行為で総務省令で定めるもの（2025年改正法で追加）



【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照

- NTTデータをNTT東西の「特定関係事業者」に指定すべき（KDDI、ソフトバンク、JAIPA、CATV連盟）。
- NTTデータが保有する他事業者等の情報がグループ内で共有されると、不公正な競争を助長する懸念がある（KDDI、JAIPA）。

（検討の方向性①）

これまでの委員会の議論を整理すると、以下のとおり考えることができる。

- ・ 移動通信に係る法人市場と、SI、ソリューション**市場の関係は**、固定通信に係るものと**大きな違いはない**と考えられる。
- ・ すなわち、例えば、NTTドコモが自社サービスの卸提供等においてNTTデータを優遇するなど、SI、ソリューション市場で優位な地位にある**NTTデータをNTTドコモが不当に優遇した場合**、当該市場における**NTTデータの影響力等を梃子に**、NTTドコモの優位性がさらに増強され、**移動通信ネットワーク市場における公正競争への影響が生じる※**と考えられる。
※例えば、NTTドコモの携帯電話サービスをNTTデータが不当に安い価格で卸し受け、これと自社のSI、ソリューションサービスをセットで提供することで、法人営業の際、NTTドコモのネットワーク商品に（乗り換えるよう）勧奨（誘導）するなど。
- ・ 禁止行為規制が適用されるNTTドコモの相手方となる「特定関係法人（グループ企業）の電気通信事業者」の指定は、**現在**、いわゆる「禁止行為に係る指定のガイドライン」において、「セット販売等」が想定される電気通信役務の契約数等が5万以上であることを基準としつつ、**一時的に5万未満となったときは暫くはその推移を見守ること**としている。
- ・ 今般のNTTデータの**完全子会社化に伴い**、NTTデータの**MVNO事業が他の子会社等に移管された場合等に禁止行為規制が適用されなくなることへの懸念**が示され、移動通信ネットワーク市場について、上記のような公正競争への影響を実質的に評価する必要性が改めて**顕在化したと考えられる**。

以上の点を踏まえると、NTTドコモの禁止行為の相手方について、仮に「セット販売等」が想定される電気通信役務の**契約数等が5万未満となった場合でも**、その推移を見守る過程において、**移動通信ネットワーク市場の公正競争への影響を実質的に評価**することで、公正競争への**影響が生じる蓋然性が認められる場合には、指定を継続することを改めて明確化すべきではないか**。

（検討の方向性②）

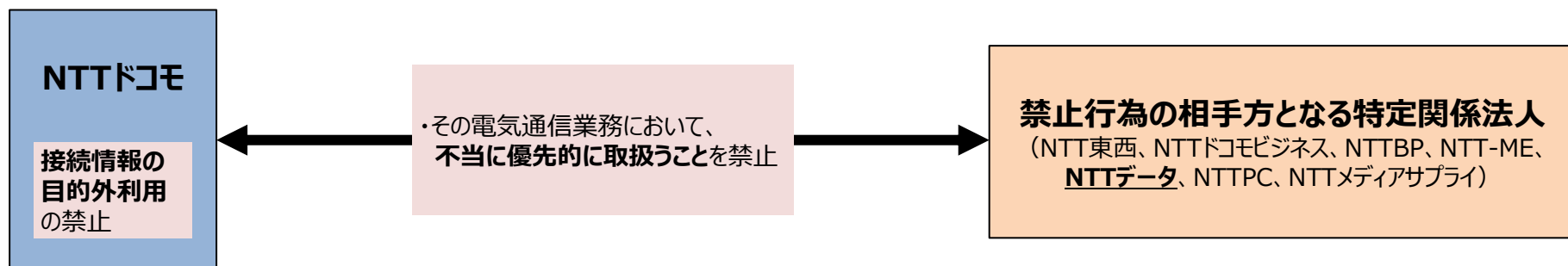
現行の禁止行為に係る指定ガイドラインにおいては、指定を受けた移動通信事業者（現状NTTドコモのみ）が、グループ企業への影響力を行使してその電気通信サービスと自らのサービスとをセット提供させることにより、移動通信ネットワーク市場への公正競争に直接の影響を及ぼすおそれが大きいことに鑑みて、「契約数等5万以上」の基準を設けている。

この趣旨を踏まえれば、「禁止行為に係る指定ガイドライン」の**制度設計の方向性**としては、「**契約数等5万以上**」の基準を原則としつつ、これを下回った場合には、直ちに解除するのではなく、**グループ企業の資本関係や事業規模、グループ企業の主力事業と移動通信市場との関連性の程度等に着目して、移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ、指定を解除する方向で検討すべきではないか**。

その上で、指定を受けた移動通信事業者が、グループ企業を通じて移動通信ネットワーク市場の公正競争に与える影響の程度を**評価する考慮要素として、具体的に、どのようなものを想定すべきか**。

【現状】

- 電気通信事業法（第30条）では、移動通信分野における**禁止行為規制（適用事業者：NTTドコモ）の相手方は、その特定関係法人（グループ会社）のうち、総務大臣が指定した法人に限定**されており、指定の条件は、ガイドラインにおいて、**以下の条件を満たす者**とされている。
 - ①携帯電話、MVNO、FTTH等のブロードバンド、インターネット接続サービス等の電気通信役務を提供し、
 - ②当該電気通信役務のいずれかの**契約数等が継続して5万以上**であるもの
- 現在指定されているのは、**NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTBP、NTT-ME、NTTデータ、NTTPCコミュニケーションズ、NTTメディアサプライ**の8社。
- 禁止行為の相手方に指定された者との間では、**不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止**されている。



【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照参照

- NTTデータを、NTTドコモの禁止行為規制の相手方に引き続き指定すべき。(KDDI、ソフトバンク、JAIPA)
- NTTデータは、電気通信市場の隣接市場であるSI等の事業領域における競争力や影響力が大きいため、NTTデータが通信事業を移管して禁止行為規制の対象から外れることがないよう、回線数に依らずに指定する必要がある。(KDDI、ソフトバンク、JAIPA)
- 持株傘下の各社（NTT東西・NTTドコモ/NTTドコモビジネスとNTTデータ間）の一体営業により競争優位性が拡大し、禁止行為が潜脱されれば、他社サービスの排除が可能となる（ソフトバンク）

（検討の方向性①）

これまでの委員会の議論を整理すると、以下のとおり考えることができる。

- （論点①で評価したように）**NTT東西から見て、NTTデータは、優先的な取扱いがされた場合に、公正競争に及ぼす弊害が大きく、（不当な情報流用が行われないことを構造的に担保するため）役員兼任や在籍出向を禁止する必要がある相手方**である。
- （論点②で評価したように）**NTTドコモから見て、NTTデータは、密接に関係した市場であるSI、ソリューション市場において優位な地位にあるグループ企業であり、「禁止行為に係る指定ガイドライン」における「契約数等 5 万以上」のほか、移動通信ネットワーク市場への実質的な影響力を評価して、公正競争に影響を与える蓋然性が認められる限りは、不当な優遇を禁止する必要がある相手方**である。
- こうした状況の中で、**仮に、NTT東西やNTTドコモとNTTデータが合併等した場合には、同一法人として禁止行為規制が適用されなくなるため、上記の懸念に対応した公正競争確保のための措置※が確保できるかどうかを、合併等に伴う登録の際に審査可能とする必要がある。**

※例えば、NTT東西が保有する非開示情報（顧客情報・卸先事業者情報等）を、合併後の旧NTTデータ部門が不当に利用することがないように、ファイアウォールを設けることを求めるなど。

以上の点を踏まえると、NTT東西・ドコモの**グループ内合併審査の対象に、NTTデータが含まれるようにすべきではないか。**

（検討の方向性②）

電気通信事業法に基づく**グループ内合併等審査は、グループ企業の事業の一部を分割して承継する場合も対象**となっているところ、NTTデータに係る合併等に際して**審査対象となる電気通信事業の範囲**（特定電気通信事業）について、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の潜脱防止を図る観点から導入するものであることも踏まえれば、**下記のいずれの方向性とするのが適当か。**

1.NTT東西との合併等

A案：NTTデータの全ての電気通信事業を審査対象とする。

B案：NTTデータの電気通信事業のうち、一定の範囲のもの（例えば、5 万契約以上のMVNO等）を審査対象とする。

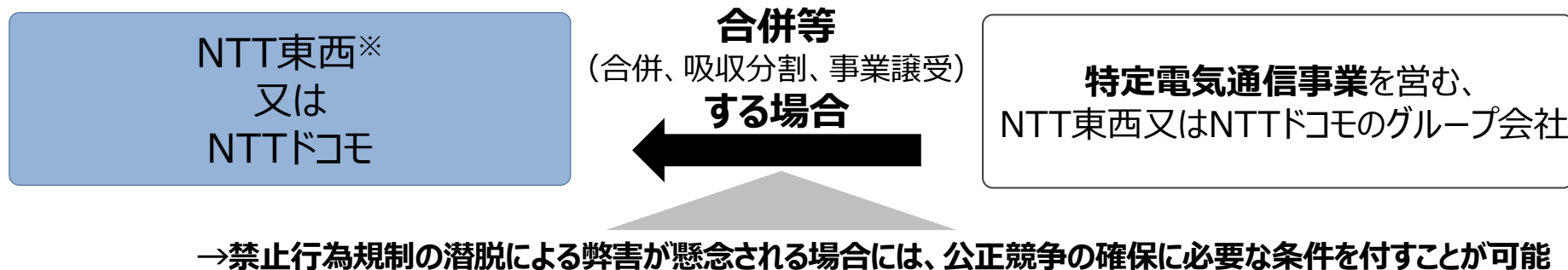
2.NTTドコモとの合併等

A案：NTTデータの全ての電気通信事業を審査対象とする。

B案：NTTデータの電気通信事業のうち、一定の範囲のもの（例えば、5 万契約以上のMVNO等）を審査対象とする。

【現状】 ※2025年改正法による規制追加後

- 電気通信事業法（第12条の2）では、**市場支配的な事業者（NTT東西又はNTTドコモ）が、そのグループ会社と合併等を行った場合には、公正競争確保の観点から、グループ内合併審査※が可能となっている。**
※合併等から3月以内に電気通信事業の登録の更新を必要とすることで、審査可能としているもの。
- 審査対象となる合併等の相手方は、**合併等が行われた場合に競争環境に及ぼす影響が大きい事業**（省令で規定する「特定電気通信事業」）を営む者とされているほか、最終答申では、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、**公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当**とされている。
- グループ内合併等審査では、**公正競争の確保等の観点から問題ないかどうか合併等を事後的に審査した上で、禁止行為規制の潜脱を防止する観点等から、必要に応じ登録の更新の条件を付すことができる。**



※NTT東西における合併等は、NTT法においても総務大臣の認可が必要とされている（NTT法第11条）。

【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照

- NTTデータをNTT東西・ドコモの登録の更新制度の対象にすべき（KDDI、ソフトバンク、JAIPA）。
- NTTグループの一体営業や更なる一体化により競争優位性が発揮され、禁止行為が潜脱されれば他社サービスの排除が可能になる（ソフトバンク、JAIPA）。

（検討の方向性）

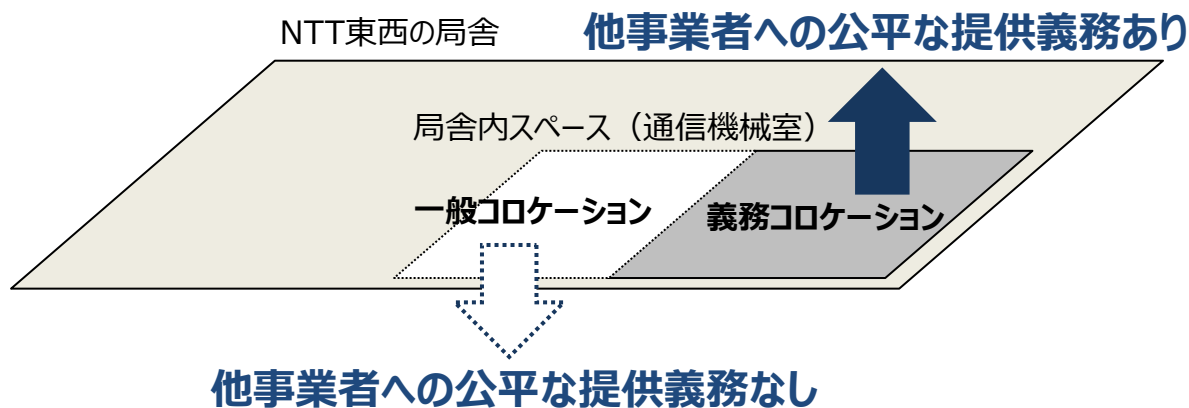
これまでの委員会の議論を整理すると、以下のとおり考えることができる。

- **NTT東西の局舎内における通信機械等を設置するための空きスペースの利用（コロケーション）は、他の電気通信事業者が電気通信設備（携帯電話基地局に係る設備等）に利用されているほか、今後の技術の進展により、その利用ニーズが更に高まる可能性がある。**
- 接続（NTT東西の光ファイバの利用等）に必要な「義務コロケーション」は、禁止行為規制等によって、利用の公平性が確保されているが、接続に必要な電気通信設備以外の設備を設置する「一般コロケーション」については、**利用の公平性を担保するためのルール化はされていない。**
- 今般の**NTTデータの完全子会社化に伴い、**限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念（空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出ること等）が示され、「一般コロケーション」についても、**利用の公平性を担保する必要性が改めて顕在化した**と考えられる。

以上の点を踏まえると、NTT東西の**禁止行為規制（特定の事業者との有利な取引の禁止）**の対象に、「一般コロケーション」を規定すべきではないか。

【現状】

- NTT東西の局舎内の空きスペースは、他の電気通信事業者の電気通信設備を設置するためにも利用されており、このうち、**接続**（NTT東西の光ファイバの利用等）に必要な場合（**義務コロケーション**）は、電気通信事業法において、**禁止行為規制**（第31条）や**接続ルール**（第33条）として、利用の公平性が確保されている。
禁止行為規制・・・ 接続に必要な**建物の利用又は情報の提供**について、特定関係事業者に比べて**他事業者**に不利に取扱うことを禁止
接続ルール・・・・・・ 接続に必要な装置の設置や建物の利用に関し、**情報開示の手続や工事開始までの標準的期間等**を**接続約款**に記載
- 他方、接続に必要な電気通信設備以外の設備を設置する場合（**一般コロケーション**）については、利用の公平性を担保するための**禁止行為規制等の規定はなく**、ルール化されていない。



【関連する意見】 詳細は、資料4-3 参照

- コロケーション（義務・一般）を利用する際の利用手続きにおいて、NTTデータを優遇することはない。（NTT）
- 限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用・留保する懸念があり、一般コロケーションにおけるNTTグループとの同等性の確保が必要。空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出るおそれがある。（ソフトバンク、JAIPA）

（検討の方向性）

これまでの議論を踏まえると、①NTTデータの主要な事業であるソリューション市場におけるNTTグループの影響力及び、②法人向けネットワーク市場における、ソリューション市場からのNTTグループの影響力、の2つに分類されるところ、これらについては、以下の点について留意することが重要ではないか。

①ソリューション市場

- ・ ソリューション市場は、（一般ユーザ向けの通信サービスと異なり）相対契約が基本であり、また、その提供内容も多岐にわたっており、複数のサービスやハードウェア等をセットで提供するケースも多く、（規制の根拠にできるような）**市場シェア等を収集することは困難**である。また、これらの市場は、必ずしも**電気通信事業法の射程に入るものではない**。
- ・ 複数の民間調査会社等のデータによると、ソリューション市場において、**NTTデータは相対的に優位な地位にあるが**、当該市場は、その提供内容の多様性から、ベンダー系や外資系など多数の事業者が参入しており、合従連合も盛んに行われていることから、いずれかの**1社が市場支配的な状況にあるとは言えない**。

②法人向けネットワーク市場

- ・ 法人向けネットワーク市場は、DX化の進展等により、ネットワーク単体での提供から、**ソリューションとのセット提供が主流となりつつあり**、また、その**提供状況は用途ごとに多種多様**である。
- ・ これまでの年次レポートを踏まえると、法人向けネットワーク市場には、**調達相談相手が実際の調達先となりやすい特性**がある。
- ・ 競争事業者からは、「NTT東西とNTTデータの関係」、「NTTドコモとNTTデータの関係」等において、現時点において、公正競争上の**問題が既に生じているとの意見は示されていないが**、NTTデータグループの完全子会社化に伴う**環境変化が生じ、将来的に様々な公正競争上の問題が生じるとの懸念**（グループ内での情報共有、ジョイントドミナンス）が示されている。

以上の点を踏まえ、引き続きネットワークとセットで提供されるソリューションサービスといった**電気通信事業に関連する部分を市場検証の対象**とし、NTTデータグループの完全子会社化に伴う環境変化については、今般の制度整備において検討されている**他の措置の効果の検証**や、事業者アンケート等による**定性的な検証（NTTグループの一体営業の状況等の確認）**を行い、その結果として、公正競争上の問題が生じるとの懸念が顕在化した際に、より詳細な検証を行うべきでないか。

【現状】

- 「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」(令和7年9月4日策定)において、NTT東西の分離の在り方、NTT持株による事業実施の在り方については、「検討に資するよう、必要に応じ、関連する調査の結果に基づき、評価を行う」とされている。
- 法人向けサービス市場については、従来の市場検証会議においても、移動系通信市場(法人向け)と固定系通信市場(法人向け)それぞれのネットワーク単体で提供される場合と、同ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定し、用途ごと(拠点間通信用途、インターネット利用用途、音声通話用途、IoT機器接続用途の4種類)の横断的な市場を画定した上で、検証対象市場としており、法人向けサービスの提供状況は用途ごとに多種多様であることが分かっている。

【関連する意見】詳細は資料4-3参照

- NTTグループとしての一体営業の状況等について確認すべき。(テレコムサービス協会、JAIPA、CATV連盟)
- NTT東西の合併が実施された場合、特別な資産を有するNTTグループの市場支配力の増大を招く懸念が大きく、公平・公正な競争環境が損なわれるおそれがある。(ソフトバンク、楽天モバイル)
- NTTデータ完全子会社化を踏まえ、法人向けサービス市場への優位性の影響の検証が必要。(KDDI)
- 支配的地位の有無はソリューション市場単体の市場シェアのみでなく、隣接市場を含む影響力、質的な影響力等を含んだ総合的評価をしなければ実態を見誤る。(ソフトバンク)